

審査メモ

1 調査事項の追加、変更等

(1) 世帯票

世帯票 補問 5 - 2 「仕送りの状況」(A 4 版調査票の調査事項)

《選択肢に見出しの追加》

選択肢の該当箇所に「【仕送りの状況】」を追加する。

(世帯票 新旧対照表 : 3-1 ページ)

(審査結果)

設問文において、「別居している親又は子への仕送りの状況をお答えください。」とあるが、「仕送りの状況」の欄がどれであるか分かりにくいことに対応するものであり、また、「【仕送りの目的】」及び「【仕送り額】」の記入欄にはそれぞれ見出しがついていることに合わせるものである。

これについては、報告者のよりの確な記入を図るものであり、適当であると考える。

世帯票 質問 6 「医療保険の加入状況」(以下、A 3 版調査票の調査事項)

《選択肢の文言の変更》《設問文の変更》

選択肢について、「5 後期高齢者医療制度 (長寿医療制度)」を「5 後期高齢者医療制度」に変更する。

また、これに合わせて、設問文について、「保険証又は組合員証で確認してお答えください。」を「保険証又は組合員証で確認してお答えください。なお、後期高齢者医療制度に加入している方は、「5」のみに○をつけてください。」に変更する。

(世帯票 新旧対照表 : 3-1 ページ)

(審査結果)

後期高齢者医療制度は、平成 20 年 4 月 1 日に創設されたが、導入前から制度の周知不足や保険料負担への不満、後期高齢者という名称への不快感を訴える高齢者の声が高まり、「長寿医療制度」の通称名を使用することとなった。

しかしながら、「長寿医療制度」の通称名は、必ずしも定着しなかったことから、厚生労働省は、既に本調査の平成 23 年調査(簡易調査)において「長寿医療制度」を削除・修正した形で調査を実施しており、このことを踏まえ、今回の変更を行うものである。

また、「国民健康保険」と「後期高齢者医療制度」は重複して加入することは制度上ないが、いずれも窓口が市町村であり、報告者が両方に○を付けることが多いことから、報告者に適切な記入を促すため、設問文を変更するものである。

以上のとおり、これらの変更は、報告者のよりの確な記入を図るものであり、適当であると考え

世帯票 質問9「手助けや見守りの要否」

《設問文の変更》

設問文について、「手助けや見守りを必要としていますか。」を「障害や身体機能の低下などで、手助けや見守りを必要としていますか。」に変更する。

(世帯票 新旧対照表：3-1 ページ)

(審査結果)

本調査事項は、障害や身体機能の低下などで手助けや見守りを必要とする者の状況を把握するためのものであるが、従来は設問文に例示がなかったため、例えば、小さい子供は手助けや見守りが必要に該当するのではないかといった照会が都道府県等から寄せられたことを踏まえ変更するものである。

これについては、報告者のよりの確な記入を図るものであり、適当であると考えます。

世帯票 補問9 - 5「主に手助けや見守りをしている方の続柄」

《設問文の変更》

設問文について、「手助けや見守りが必要な方ご本人からみた続柄をお答えください。」を「主に手助けや見守りをしている方について、手助けや見守りが必要な方からみた続柄をお答えください。」に変更する。

また、これに合わせて、質問の表題について、「手助けや見守りが必要な方からみた続柄」を「主に手助けや見守りをしている方の続柄」に変更する。

(世帯票 新旧対照表：3-2 ページ)

(審査結果)

本調査事項は、障害や身体機能の低下などで手助けや見守りを必要とする者を、どのような続柄の者が主に手助けや見守りをしているかを把握するためのものであるが、従来は設問文に誰と誰の続柄か明示しておらず、ここには何を書けばよいのかといった照会が都道府県等から寄せられたことを踏まえ、質問の表題及び設問文を変更するものである。

これについては、報告者のよりの確な記入を図るものであり、適当であると考えます。

世帯票 質問10「教育」

《設問文の変更》

設問文について、「『在学中』の方はその学校について、『卒業』の方は最終卒業学校（中途退学をした方はその前の学校）についてお答えください。」を「現在、学校に在学しているかどうかお答えください。『在学中』の方はその学校について、『卒業』の方は最終卒業学校（中途退学をした方はその前の学校）についてお答えください。」に変更する。

(世帯票 新旧対照表：3-2 ページ)

(審査結果)

本調査事項は、世帯員の学歴を把握するため、平成22年調査において追加された項目であり、同調査において15歳以上の者のうち、約9.8%の者が未記入であったことから、報告者に対し、適

切な記入を促すとともに、よりの確な記入を図る観点から変更するものであるが、更なる検討が必要であるとする。

(論点)

学歴はプライバシー性の高い調査事項であり、通常、最終卒業学校の記入について忌避感を招く事項とされている。設問文の「現在、学校に在学しているかどうかお答えください。」は、在学中か否かにウエイトが置かれており、卒業者の記入漏れを誘発することは懸念されないのか。「各世帯員の在学や卒業の状況についてお答えください。」といった形で、誰のどのような属性について記入する項目なのかについて説明することが望ましいのではないか。

世帯票 質問 12「別居している子の有無」

《設問文の追加》

設問文について、「別居している子の有無について、お答えください。」を追加する。

(世帯票 新旧対照表：3-2 ページ)

(審査結果)

本調査事項については、都道府県等から、別居している子の有無に関する設問であることがわかりにくいとの指摘があったこと等から、設問文を追加するものであり、報告者に対し、適切な記入を促すとともに、よりの確な記入を図るものであり、適当であるとする。

世帯票 質問 13「5月中の仕事の状況」

《選択肢の文言の変更》《設問文の変更》

選択肢について、「通学のみ」、「家事(専業)」を「通学」、「家事」に変更する。

また、設問文について、「無給で自家営業の手伝いをした場合や、育児や介護のため、一時的に仕事を休んでいる場合も『仕事あり』とします。なお、PTA 役員やボランティアなど無報酬の活動は『仕事なし』とします。」を「無給で自家営業の手伝いをした場合や、育児休業や介護休業のため、一時的に仕事を休んでいる場合も『仕事あり』とします。PTA 役員やボランティアなど無報酬の活動は『仕事なし』とします。なお、家事には、育児、介護などを含めます。」に変更する。

(世帯票 新旧対照表：3-2 ページ)

(審査結果)

従前の選択肢の「通学のみ」には一人暮らしで通学と家事をしている者が含まれており、また、「家事(専業)」には、家事以外に育児や介護などを行っている者が含まれている。しかし、「のみ」「(専業)」と限定した表現となっており、誤解を招くおそれがあるため、それぞれ「通学」、「家事」に変更するものである。

また、設問文では、育児休業や介護休業に係る制度等を利用して一時的に仕事を休んでいる場合は「仕事あり」とし、これ以外による育児、介護などは家事に含めることとしている。

これらについては、報告者に対し、適切な記入を促すとともに、よりの確な記入を図るものであり、適当であるとする。

世帯票 質問 17、17 - 1 「勤めか自営かの別、勤め先での呼称」

《選択肢の分割等》

選択肢について、「一般常雇者（契約期間が1年以上又は雇用期間の定めのない者）」を「一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者）」及び「一般常雇者（契約期間が1年以上の雇用者）」に分割する。

また、「契約社員・嘱託」を「契約社員」及び「嘱託」に分割する。

さらに、選択肢について、以下のように並び替える。

<p>質問17 勤めか自営かの別 主な仕事について、お答えください。</p> <p>01、02、03、04と答えた方は、補問17-1、17-2をお答えください。</p> <p>補問17-1 勤め先での呼称 「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいいます。</p>	<p>01 一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者） 02 一般常雇者（契約期間が1年以上の雇用者） 03 1年以上1年未満の契約の雇用者 04 日々又は1年未満の契約の雇用者 05 会社・団体等の役員 06 自営業主（雇人あり） 07 自営業主（雇人なし） 08 家族従業者（自家営業の手伝い） 09 内職 10 その他</p> <p>（質問終了です。）</p>	<p>←</p>	<p>質問17 勤めか自営かの別 主な仕事について、お答えください。</p> <p>5、6、7と答えた方は下の補問17-1、17-2をお答えください。</p> <p>補問17-1 勤め先での呼称 「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいいます。</p>	<p>1 自営業主（雇人あり） 2 自営業主（雇人なし） 3 家族従業者（自家営業の手伝い） 4 会社・団体等の役員 5 一般常雇者（契約期間が1年以上又は雇用期間の定めのない者） 6 1年以上1年未満の契約の雇用者 7 日々又は1年未満の契約の雇用者 8 内職 9 その他</p> <p>（質問終了です。）</p> <p>1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員・嘱託 6 その他</p>
---	--	----------	--	---

（世帯票 新旧対照表：3-3 ページ）

（審査結果）

平成 24 年 8 月の労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）の改正により、平成 25 年 4 月から、新たに有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより無期労働契約に転換できるようになる仕組みが導入されるなど、有期労働契約者の無期労働契約者への転換は、労働行政における重要な課題となっている。

本調査では、これまで一般常雇者について、「契約期間が1年以上又は雇用期間の定めのない者」としていたが、契約期間が1年以上の契約社員なども含まれ、正確な正規雇用者、非正規雇用者の状態を十分に把握することができないことから、今後、有期労働契約による労働者の在り方について議論がなされることを踏まえ、その対象となる有期労働契約者数を把握することが必要であり、また、有期労働契約の実態をより正確に把握する観点から、選択肢を分割するものであり、適当であると考え。一方で、就業・雇用形態の区分に関する用語については、他の統計調査との用語の整合性の観点から、検討の必要があると考える。

また、従来、「契約社員・嘱託」として、契約社員と嘱託の状況を一緒に把握していたが、契約社員の場合は専門的業種に就く者や若年者が多く、嘱託の場合は退職者が契約期間を定めて元の会社に戻るような場合が多いなど内容が異なると考えられたため、労働形態の実態をより正確に把握する観点から、分割するものであるが、更なる検討が必要であると考え。

なお、選択肢の並びについては、記入者にとって分かりやすいようにしており、また、矢印による誘導も簡素化するよう工夫しており、適当であると考え。

（論点）

① 就業・雇用形態の区分に関する用語については、平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成 24 年 9 月 25 日 統計委員会）において、検討課題「雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性【総務省、厚生労働省】」について、厚生労働省に対しては「雇用・労働関係の統計調査を多数実施していることから、所管統計調査について、就業・雇用形態の区分に関する用語・概念を雇用契約期間、契約形態、労働時間等の視点から整理し、異なる統計間で、就業・雇用形態の区分に関する用語の整合性が確保できるように、必要な見直しを進めること。」の措置を講ずることを求めている。こうしたことから、用語については他の統計調査との用語の整合性を整理し、検討する必要があると考える。

② 契約社員と嘱託の異なる実態を把握することは意義のあるものと考えているが、嘱託の者が就業者に占める割合は約 1.6%（嘱託 1,058,500 人に対し、全体では 65,977,500 人（平成 19 年就業構造基本調査（総務省））というデータもあり、選択肢分割後に、本調査の標本数で有用な値が得られるかについて整理しておく必要があるのではないかと考える。

【参考】

労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）（抄）

第 18 条 同一の利用者との間で締結された 2 以上の有期労働契約（契約期間の始期の到来前のものを除く。以下この条において同じ。）の契約期間を通算した期間（次項において「通算契約期間」という。）が 5 年を超える労働者が、当該利用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件（当該労働条件（契約期間を除く。）について別段の定めがある部分を除く。）とする。

2 （略）

労働力調査（総務省実施の基幹統計調査）の平成 25 年 1 月調査からの
従業上の地位等に係る調査事項の変更内容（基礎調査票）

調査事項	現行	変更内容
従業上の地位	(選択肢) <input type="checkbox"/> 雇われている人のうち ・常雇の人 ・臨時雇の人 ・日雇の人 <input type="checkbox"/> 会社などの役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 ・雇い人あり ・雇い人なし <input type="checkbox"/> 自家営業の手伝い <input type="checkbox"/> 内職	(選択肢) <input type="checkbox"/> 雇われている人のうち ・常雇の人（無期の契約） ・常雇の人（有期の契約） ・臨時雇の人 ・日雇の人 <input type="checkbox"/> 会社などの役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 ・雇い人あり ・雇い人なし <input type="checkbox"/> 自家営業の手伝い <input type="checkbox"/> 内職

調査事項	現行	変更内容
勤め先における呼称	【特定調査票において把握】 ○雇われている人 ・正規の職員・従業員 ・パート ・アルバイト ・労働者派遣事業所の派遣社員 ・ 契約社員・嘱託 ・その他	【基礎調査票において把握】 ○雇われている人 ・正規の職員・従業員 ・パート ・アルバイト ・労働者派遣事業所の派遣社員 ・ 契約社員 ・ 嘱託 ・その他

(注) ゴシック体・太字部分が変更箇所である。

世帯票 質問 18「就業希望の有無」

《設問文の追加》

「就業希望の有無について、お答えください。」という設問文を新たに追加する。

(世帯票 新旧対照表：3-3 ページ)

(審査結果)

設問文を新たに追加することは、報告者に対し、適切な記入を促すとともに、よりの確な記入を図るものであり、適当であると考ええる。

(2) 健康票

健康票 質問 4「通院・通所の状況」

《設問文の変更》

設問文について、「あなたは現在、傷病（病気やけが）で病院や診療所（医院、歯科医院）、あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）に通っていますか。（往診、訪問診療を含む。）」を「あなたは現在、傷病（病気やけが）で病院や診療所（医院、歯科医院）、あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）に通っていますか。（往診、訪問診療、補問3-1の症状に通っているものを含む。）」に変更する。

(健康票 新旧対照表：6-1 ページ)

(審査結果)

質問4は、補問3-1の症状に対する治療も含めて、病院や診療所等に通っているかを尋ねる質問である。

質問4の前にある補問3-2において、補問3-1の症状に対して治療を行っているかについて質問しているが、前回22年調査において、補問3-2で病院、診療所に通っている、又はあんま・はり・きゅう・柔道整復師にかかっていると回答しながら、質問4に回答していない調査票がみられたことから、設問文を変更するものである。

これによって報告者が、質問4は補問3-1の症状に対する治療は除くと誤解しないように、報告者に対し、適切な記入を促すとともに、よりの確な記入を図るものであり、適当であると考ええる。

健康票 補問4 - 1 「傷病名」

《選択肢の追加》

選択肢について、「慢性閉塞性肺疾患（COPD）」を追加する。

（健康票 新旧対照表：6-1 ページ）

（審査結果）

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成24年7月10日厚生労働省告示430号）（以下「健康日本21」という。）において、発症予防と重症化予防の徹底が必要とされる生活習慣病の一つとして「慢性閉塞性肺疾患（COPD）」^{（注）}が掲げられたことから、当該疾患と日常生活への影響等との関係を把握・分析するため、当該疾患を通院理由の傷病の一つとして新たに追加するものであるが、更なる検討が必要であると考えます。

（注）「慢性閉塞性肺疾患（COPD）」とは、喫煙等を通じて有害な粒子を吸い込むことにより、肺の炎症が引き起こされ、呼吸に障害が生じた病態をいう。

（論点）

「慢性閉塞性肺疾患」は、従前の「慢性肺気腫」や「慢性気管支炎」を総称する疾患名であることから、「慢性閉塞性肺疾患（COPD）」と英語の略称を入れるよりも、「慢性閉塞性肺疾患（慢性肺気腫、慢性気管支炎等）」と疾患名を例示した方が、分かりやすいのではないかと考えます。

健康票 質問6 「健康上の問題による普段の活動への支障状況」ほか

《設問文の表記》

設問文において、「過去1か月の間」、「過去1か月」等の調査期間の表記について

（本問以外に、質問9及び質問10も関連）

（審査結果）

健康票の質問に係る調査期間について、本問では「過去1か月の間」、睡眠時間や睡眠時間による休養充足度を尋ねる質問9及び質問10では「過去1か月」、飲酒の頻度を尋ねる質問12では「週に何日くらい」、健康のために行っている事項を尋ねる質問14では「日ごろ」、健診等やがん検診の受診状況を尋ねる質問15及び質問16では「過去1年間」となっている。

これについて、厚生労働省は、以下のようなことから、現在の尋ね方はやむを得ないとしている。

- ① 質問9及び質問12は国民健康・栄養調査（厚生労働省が毎年実施する一般統計調査）における設問を踏まえたものであること、質問14は平成13年調査、質問15及び質問16は前回22年調査において同様の聞き方をしていることから、期間を明示してこれまでと聞き方を変えることは、時系列で比較する際に問題が生じるおそれがあること。
- ② 出費等であれば家計簿等で記録しているかもしれないが、睡眠時間や飲酒の頻度は特に記録しているわけではなく、また、特に高齢者などは、例えば、5月中と期間を指定してしまうと、厳密にとらえてしまい、この期間のものを正確に答えることはできないとして未回答など不詳が増えるおそれがあること。

しかしながら、調査期間について、健康票では「過去1か月の間」や「過去1年間」としている

が、本調査の他の調査票では「5月中」、「昨年1年間（平成24年1月1日～12月31日）」と調査期間を示しており、特に、平成25年6月に健康票と一緒に配布する世帯票や介護票では、「5月中」といった表記をしており、報告者が記入に当たって紛れが生じることが懸念されることから、更なる検討が必要であると考えます。

（論点）

調査事項の特性や時系列比較といった点を考慮すべきと考えますが、以下の点について、報告者の観点からみて、どのように考えるのか整理することが必要である。

- ① 健康票において、記入の手引きでは基準となる日時を示しているものの、調査票には特に記載していないこと。
- ② 本調査は6月の第1週又は第2週に行うが、健康票と同時に配布する世帯票においては、調査票に基準となる時点を示し、過去1か月に相当する期間についての設問においては「5月中」で記載を統一していること（世帯票：A4版調査票 質問5「5月中の家計の支出状況」、A3版調査票 質問13「5月中の仕事の状況」）を踏まえると、一緒に配布する調査票間で基準が定まっている質問と定まっていない質問が混在することは、報告者が記入するに当たって混乱を招くおそれがあること。
- ③ 「5月中」といった期間を指定すると、その期間と記入時点からの隔たりによって報告者に混乱を招き不詳の増加につながり、また、報告者の混乱は調査員との摩擦を生じ、さらに報告者に調査への忌避感をもたらしかねないため、設問文を変更することは差し控えたいとしている。

しかしながら、報告者にとっては、「過去1か月」でも「5月中」でも思い出す労力に特段の差があるとは考えられない。したがって、「5月中」と期間を指定した場合に厳密に思い出せないということであれば、「過去1か月」であっても同様に「厳密に過去1か月のことを思い出すことはできないから書けない」と考えられること。

以上のことを踏まえると、「過去1か月」といった形で調査期間を示さないことによって、報告者が記入に当たって紛れが生じるなどして、正確な報告が得られない可能性が考えられる。

統計調査としては、調査の対象となる期間を具体的に示すことが必要であり、本調査事項において期間を示すことが、報告者に著しい負担増加や結果報告、精度に悪影響を与えるものでなければ、「過去1か月」については「5月中」に変更するなど、他の調査票との整合性を踏まえ、調査期間の明示、統一化を図ることに努める必要があると考えます。

健康票 質問9「平均睡眠時間」、質問10「休養充足度」

《質問の追加》

過去1か月の1日の平均睡眠時間、過去1か月の睡眠による休養充足度の状況を把握する質問を新たに追加する。

（健康票 新旧対照表：6-2 ページ）

（審査結果）

十分な睡眠による休養の確保は心身の健康を確保する観点から重要であり、健康日本21にお

いても、政策目標の一つとして「睡眠による休養が十分にとれていない者の割合の減少」が掲げられたことから、睡眠時間等の実態を把握し、これと心身の状態等との関係を分析するため、「平均睡眠時間」及び睡眠による「休養充足度」を新たに追加するものであるが、更なる検討が必要であると考え。

(注) 睡眠の関係で、質問 10 の選択肢では（睡眠によって休養が）「充分とれている」と「充分」を使用し、質問 14 の選択肢では「睡眠を十分とっている」と「十分」を使用している。これについて、厚生労働省では、質問 10 は「休養充足度」を把握する調査事項であり、睡眠による休養が「心」で充ち足りているかを聞くために「充分」を使用し、質問 14 は睡眠を「量的」にとれているか聞くために「十分」を使っているとのこと。

(論点)

【質問 9 関係】

- ① 日中仕事を行い夜間就寝している生活スタイルの場合、24 時頃に各種ホルモンが分泌されており、睡眠時間が 6 時間であっても、就寝時刻が 22 時の場合の睡眠時間が 6 時間と、就寝時刻が 26 時の場合の睡眠時間が 6 時間とでは、健康のための睡眠という観点では同等ではないことから、睡眠時間とあわせて、就寝時刻を把握する必要はないか。
- ② 1 日の平均睡眠時間の尋ね方として、「過去 1 か月」としているが、このような尋ね方は一般的であり、適当なのか。例えば、調査の実施時点が 6 月であることから、知りたい範囲（期間）を明確にして、「5 月中」とした方が、報告者にとっても、記入しやすく、分かりやすいのではないか。（質問 6 関連）

健康票 質問 11 「こころの状態」

《設問文の変更》

「次のそれぞれの質問について、過去 1 か月の間はどのようなであったか、あてはまる番号 1 つに○をつけてください。」を「次の (ア) から (カ) の質問について、過去 1 か月の間はどのようなであったか、6 つの項目それぞれのあてはまる番号 1 つに○をつけてください。」に変更する。

(健康票 新旧対照表：6-2 ページ)

(審査結果)

前回 22 年調査において、全ての項目に○がついていないケース等がみられたため変更するものであり、記入者のよりの確な記入を図るものであり、適当であると考え。

健康票 質問 12 「飲酒の状況」

《質問の追加》

1 週間における「飲酒の頻度」及び「飲酒の量」を追加する。

(健康票 新旧対照表：6-3 ページ)

(審査結果)

健康日本 21 では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小が全体目標となっており、この健康格差を分析するため、飲酒の頻度、量は重要な要素と考えられること、「国が実施している各種調査（国

民生活基礎調査、国民健康・栄養調査、患者調査、介護給付費実態調査など) について、各都道府県における生活習慣・健康状態・疾病・介護保険の利用などに関する状況を比較できるように集計し、その結果を公表することが望ましい。」としているところである。

飲酒は生活習慣病等の身体疾患のリスク要因となり得るものであり、健康日本 21 においても、政策目標の一つとして「生活習慣病の発症リスクを高める量を飲酒している者の減少」が掲げられたことから、飲酒の実態を把握し、これと心身の状態等との関係を分析するため、「飲酒の状況(頻度・量)」を新たに追加するものであるが、更なる検討が必要であると考えます。

(論点)

【質問 12 関係】

- ① 「やめた(1年以上やめている)」の選択肢があるが、何かの病気や事情等により、調査時点で3か月程度など一定期間飲酒を控えているような者が選択できるように、「やめている(おおむね3か月以上やめている)」といった選択肢は必要ないのか。
- ② 「月1~3日」の選択肢があるが、設問で「週に何日くらいお酒・・・」といった形で尋ねていることから、選択肢の文言を「週0~1日」としたほうが、適切ではないか。
- ③ 一週間における飲酒の頻度を「週に何日くらいお酒・・・」といった形で尋ねているが、このような尋ね方が適切か。記入者がいつの時点の一週間の飲酒頻度なのか、いつからいつまでの間の一週間の飲酒頻度なのか紛れが生じる可能性があるのではないか。例えば、「あなたは現在、週に何日くらいお酒・・・」、あるいは「5月以降、週何日くらいお酒・・・」とした方が、報告者にとっても、分かりやすいのではないか。(質問6関連)

【補問 12-1 関係】

- ① お酒の適量には個人差があり、同じ人であってもその日の状態などによって酔い具合も異なるといわれているが、飲酒量の区分は、医学的にみて適当なものか。

健康票 質問 13「喫煙の状況」

《調査対象の変更、選択肢の並び順の変更》

喫煙状況について質問する調査対象について、「12歳以上」から「20歳以上」に変更する。また、喫煙の状況を的確に把握するために、選択肢の並び順を以下のとおり変更する。

質問13 あなたはたばこを吸いますか。あてはまる番号1つにをつけてください

1 毎日吸っている	→	1日平均して何本くらい吸いますか。	1 10本以下
2 時々吸う日がある		2 11~20本	
3 以前は吸っていたが1か月以上吸っていない		3 21~30本	
4 吸わない		4 31本以上	

←

質問11 あなたはたばこを吸いますか。あてはまる番号1つにをつけてください。

1 吸わない	→	1日に平均して何本くらい吸いますか。	1 10本以下
2 毎日吸っている		2 11~20本	
3 時々吸う日がある		3 21~30本	
4 以前は吸っていたが1か月以上吸っていない		4 31本以上	

(健康票 新旧対照表 : 6-3 ページ)

(審査結果)

不詳を減らすため、密封回収から非密封回収に変更することに伴い、喫煙状況について質問する調査対象を「12歳以上」から「20歳以上」に変更するものである。従来、健康票において、未成

年の喫煙状況を把握する設問があったため、密封回収としていたが、未成年の喫煙状況は別途、循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業の「未成年者の喫煙・飲酒状況に関する実態研究」により把握することとし、本調査では、上記のとおり、喫煙状況を20歳以上と変更するものである。

また、喫煙の状況を的確に把握するため、選択肢の並び順を上から下へ、吸う頻度が少なくなっていくように変更するものである。

以上のとおり、喫煙の状況を的確に把握するための変更であり、また、調査結果は健康日本21の施策の検証数値として利用されることから、適当であると考ええる。

健康票 質問14「日ごろ健康のために実行している事柄」

《質問の追加》

「日ごろ健康のために実行している事柄」の質問を新たに追加する。

(健康票 新旧対照表：6-4 ページ)

(審査結果)

健康日本21においては、健康増進を促す基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動等の事項に係る政策目標(食塩摂取量の減少、日常生活における歩数の増加等)が掲げられたことから、当該事項に関連する生活習慣の実態を把握し、これらと心身の状態等との関係を分析するため、「日ごろ健康のために実行している事柄」を追加するものである。

また、平成13年調査でも同様の調査をしており、10年以上経過して、健康のためにやっている事柄がどう変化しているかも併せてみることにしている。

厚生労働省は、睡眠やたばこ、飲酒の状況について、今回追加する他の質問(健康票 質問10、12及び13)でも尋ねることとしているが、他の質問は、酒やたばこの摂取状況等、数量的な状況を把握するのに対し、本質問は健康を考えてどう行動しようかといった健康を意識した行動について把握するものであるため、両調査事項は重複しないとしている。

しかしながら、本質問における選択肢全般と個別の選択肢について、他の質問の選択肢との関係で、更なる検討が必要であると考ええる。

(論点)

1 選択肢全般に関する事項

- ① 健康のために実行している事柄の選択肢(1～8)以外に、生活習慣病対策として把握すべき事項はないか。質問8でストレスについて尋ねているが、「健康を意識した行動」の状況を把握しようとするのであれば、「ストレスをためないようにしている」、「仕事をしない休日には心と身体をしっかり休めるようにしている」といった選択肢を追加する必要があるのではないか。
- ② 健康のために実行している事柄の尋ね方として、「日ごろ」としているが、このような尋ね方は一般的にみて適切か。他の質問とクロスして分析を行うことや、尋ねる期間を合わせることを踏まえ、例えば、「5月中」といった聞き方では問題が生じるか。他の質問と組み合わせることを考えて、生活習慣病対策の情報を得るための質問と、期間を統一する必要はないのか。(質問6関連)

2 個別の選択肢に関する事項

①「選択肢2. バランスのとれた食事をしている」

「バランスのとれた食事をしている」よりも、「主食（ご飯、パン、めん類等）・主菜（卵、肉、魚、大豆等が主体のおかず）・副菜（野菜、海草、いも類等が主体のおかず）を組み合わせた、バランスのとれた食事をしている」とした方が、報告者にとっても、分かりやすく、意図を理解しやすいのではないかと。

②「選択肢5. 適度に運動（スポーツを含む）をするか身体を動かしている」

「ウォーキングなどの適度な運動や、水泳などのスポーツで身体を動かしている」とした方が、報告者にとっても、分かりやすく、意図を理解しやすいのではないかと。

③「選択肢6. 睡眠を十分にとっている」

質問9及び質問10において「平均睡眠時間」、「休養充足度」をすでに尋ねており、更にここで尋ねる必要はあるのか。質問10の選択肢「充分とれている」を選択した者のみが「睡眠を十分にとっている」を選択するのではないかと。「健康を意識した行動」の状況を把握しようとするのであれば、「睡眠を十分にとるようにしている」とすることが適当ではないかと。

仕事の関係などで過去1か月（又は5月中）の睡眠時間が少ない者、あるいは睡眠による休養が十分に取れてはいないが、健康のために睡眠を取るようになっている者はこの選択肢だと該当しない。このようなことから、「睡眠を十分にとっている」を「睡眠を十分にとるようにしている」に変更することが適当ではないかと。

④「選択肢7. たばこを吸わない」

質問13において「喫煙の状況」を既に尋ねており、更にここで尋ねる必要はあるのか。質問13の選択肢「吸わない」を選択した者のみが「たばこを吸わない」を選択するのではないかと。「健康を意識した行動」の状況を把握しようとするのであれば、「たばこを吸わないようにしている」とすることが適当ではないかと。

「たばこを吸わない」では、現在吸ってはいるものの健康のために数本数を減らしている者などはこの選択肢だと該当しない。このようなことから、「たばこを吸わない」を「たばこを吸わないようにしている」とすることが適当ではないかと。

健康票 質問16「がん検診の状況」

《質問の追加》《選択肢の削除》《設問文の変更》

「勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせで受けましたか。」の質問を新たに追加する。また、選択肢について、「その他」、「受けていない」を削除する。

設問文について、「あなたは過去1年間に、下記のがん検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○を付けてください。」を「あなたは過去1年間に、以下の5つのがん検診を受けましたか。それぞれの検診についてお答えください。また、受診した検診ごとに、勤め先（家族の勤め先を含む）での受診状況をお答えください。」に変更する。

（健康票 新旧対照表：6-6 ページ）

（審査結果）

現在、がん検診の受診については、市町村や職域（職場）が実施するがん検診を利用している者

が多いと考えられるが、職域のがん検診の受診率等は必ずしも明らかではなく、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき策定された「がん対策推進基本計画」（平成 24 年 6 月 8 日閣議決定）においても、「職域等のがん検診の受診率や精度管理については定期的に把握する仕組みがない」ことが示され、職域等のがん検診の受診率等の実態把握が課題として掲げられている。

このため、職域等のがん検診の受診率を把握し、これと健康状態や就業状況との関係进行分析するため、「がん検診の受診状況」に係る調査事項中に「勤め先での受診状況」を新たに追加するものである。

【参考】

がん対策基本法（抄）

第 9 条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画（以下「がん対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3～8（略）

（論点）

職場での受診状況を尋ねる設問が「勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせで受けましたか。」となっているが、すでに検診を受けた者に対し勤め先での受診状況を尋ねるのであれば、「受けた検診は、勤め先（家族の勤め先を含む）が実施しているものですか」と尋ねた方が分かりやすいのではないか。

（3）介護票

介護票 質問 5 及び 6 「主に介護する者の介護時間」、「その他の介護者の状況」

《質問の並び替え》《選択肢の削除》

介護を行っている者（主に介護をしている者及びその他の介護者）への質問をまとめて前に持ってくるなど質問の順番を入れ替える。

※ 前回 22 年調査は、今回調査の質問番号でみると「質問 1 ⇒ 質問 2 ⇒ 質問 3 ⇒ 質問 4 ⇒ 質問 8 ⇒ 質問 11 ⇒ 質問 5 ⇒ 質問 6 ⇒ 質問 7 ⇒ 質問 9 ⇒ 質問 12 ⇒ 質問 10」の順番で設計されていた。

また、同居をしていない者の居住状況に係る選択肢（「同一家屋・敷地」、「同一市町村」、「その他の地域」）を削除する。

（介護票 新旧対照表：3-1 ページ）

（審査結果）

前回 22 年の調査票は、報告者や調査員から調査票の質問の流れが円滑になっていないとの指摘を受け、調査票全体の質問の順番の見直しを行い、介護を行っている者（主に介護をしている者及びその他の介護者）に係る質問を先に持ってきて、次に、比較的記入しやすい、どのような介護を受けているかについての質問により、報告者に介護の状況のイメージを持ってもらった上で、介護サービスの利用状況、介護サービス費用といった順番としている。このことは、報告者のよりの確かな記入を図るものであり、適当であると考えます。

また、同居をしていない者の居住状況については、介護保険制度が定着していく中で、主たる介

護者の分析に重点が置かれるようになり、中でも世帯の中で誰が介護を担っているのかを分析することが重要になっており、また、過去3回の調査において、一定の傾向を把握したところである。

このように、時系列的に大きな変化がないことや、他の調査事項の追加に伴い、報告者の負担軽減に配慮する必要があることから、本調査事項を削除するものであり、やむを得ないものとする。

介護票 質問7、8及び9「受けている介護内容」、「5月中に利用した介護サービス」、「5月中に支払った介護サービスの自己負担額」

《質問の並び替え》《選択肢の追加》《質問の削除》

質問について、報告者に介護の状況のイメージを持ってもらった上で、介護サービスの利用状況、介護サービス費用といった順番とする。

※ 前回22年調査は、今回調査の質問番号でみると「質問1⇒質問2⇒質問3⇒質問4⇒質問8⇒質問11⇒質問5⇒質問6⇒質問7⇒質問9⇒質問12⇒質問10」の順番で設計されていた。

また、質問8について、以下の変更等を行う。

- ① 従来の「5月中の利用日数」欄を削除する。
- ② 従来のサービスの種類に係る選択肢である「訪問系サービス」の中に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を、「小規模多機能型サービス等」の中に「複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護）」を追加する。
- ③ サービスの種類の選択肢として、「居住系サービス（グループホーム）」を追加する。

（介護票 新旧対照表：3-2 ページ）

（審査結果）

前回22年の調査票は、記入者や調査員から調査票の質問の流れが円滑になっていないとの指摘を受け、調査票全体の質問の順番の見直しを行い、報告者のよりの確かな記入を図るものであり、適当であるとする。

また、質問8に関する変更等については、以下のとおりである。

- ① 従来の「5月中の利用日数」については、過去2回の調査の結果、一定の不詳率がみられることや、他の調査事項の追加に伴い、報告者の負担軽減に配慮する必要があることから、本調査事項を削除するものであり、やむを得ないものとする。
- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）が改正され、平成24年4月から中重度の要介護者が住み慣れた地域での在宅生活を継続できるように「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」^(注)が新たに創設されたことから、介護サービスの利用状況を把握するため、質問中のサービスの種類の内訳に上記サービスを新たに追加するものであり、適当であるとする。

(注)「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれ密接に連携させながら、定期巡回訪問と臨時の対応を行うサービスをいう。また、「複合型サービス」とは、通所介護（デイサービス）を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護、訪問看護を受けることができる一種のセットメニューのようなサービスをいう。

- ③ 「居住系サービス（グループホーム）」については、グループホームに係る介護給付費の受給者数が年々増えていることを踏まえ、介護サービスの利用状況を把握するため、選択肢とし

て追加するものであり、利用者の状態や家族介護の状況別にサービスの利用状況の分析が可能となることから、適当であると考えます。

	H13年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
認知症対応型共同生活介護	156.0	-	-	-	-	-	-
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	-	1 433.2	1 547.7	1 633.6	1 706.5	1 802.5	1 935.8
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	-	1.3	2.0	2.4	2.8	3.0	3.1
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	-	6.3	10.6	11.2	10.7	9.9	9.5
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料:厚生労働省「介護給付実態調査」

介護票 質問 11「介護サービスを受けていない理由」

《質問の並び替え》《選択肢の追加》《設問文の変更》

質問について、介護を受けている者の情報の質問を、調査票の後半にまとめる。

また、サービスを受けていない理由の選択肢に「入院していた」を新たに追加する。

さらに、設問文について、「介護保険によるサービスを受けていない理由は何ですか。」を「質問 8 の 1 ～ 5 のサービスを受けない理由は何ですか。」に変更する。

(介護票 新旧対照表 : 3-3 ページ)

(審査結果)

前回 22 年の調査票は、記入者や調査員から調査票の質問の流れが円滑になっていないとの指摘を受け、調査票全体の質問の順番の見直しを行い、報告者のよりの確かな記入を図るものであり、適当であると考えます。

選択肢の追加については、前回 22 年調査における「その他」の内訳（自由記入）として、入院を理由としたものが一番多かったことから、選択肢として新たに追加するものであり、サービスを受けていない理由についてより詳細な実態の把握が可能となるものであり、また、設問文の変更については、報告者のよりの確かな記入を図るものであり、適当であると考えます。

介護票 質問 12「介護保険料の所得段階」

《質問の並び替え》《選択肢の変更》

質問について、介護を受けている者の情報の質問（65 歳以上の要介護者の情報の質問）を調査票の最後に移す。

また、選択肢について、「第 3 段階（世帯の全員が市町村民税非課税であって、上記 1，2 以外）」を「世帯の全員が市町村民税非課税である（上記 1，2 以外）」に変更する。

(介護票 新旧対照表 : 3-3 ページ)

(審査結果)

前回 22 年の調査票は、記入者や調査員から調査票の質問の流れが円滑になっていないとの指摘を受け、調査票全体の質問の順番の見直しを行い、報告者のよりの確かな記入を図るものであり、適当であると考えます。

また、選択肢については、介護保険事業計画^(注)が平成 24 年 4 月に改定されたことに伴い、介護

保険料の区分が以下のとおり第3段階の細分化が可能となった。細分化しても対象者は従前どおり共通であり、これに対応するために選択肢の文言を変更したものであり、適当であると考え。

介護保険事業計画における介護保険料の区分

平成 21～23 年度	平成 24～26 年度
<p>第1段階 本人が生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が特別区民税非課税</p> <p>第2段階 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下</p> <p>第3段階 世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない。</p>	<p>第2段階 本人が生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が特別区民税非課税</p> <p>第2段階 世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下</p> <p>→ 保険者の判断で細分化可能 (例) 特例第3段階 世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下</p> <p>第3段階 世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超えている。</p>

(注) 介護保険事業計画とは、介護保険法（平成9年法律第123号）により3年ごとに策定が義務づけられているもの。
この計画に基づき介護保険料が設定される。

(4) 所得票

所得票 質問2 昨年1年間の所得状況のうち「雇用保険」

《設問文の変更》

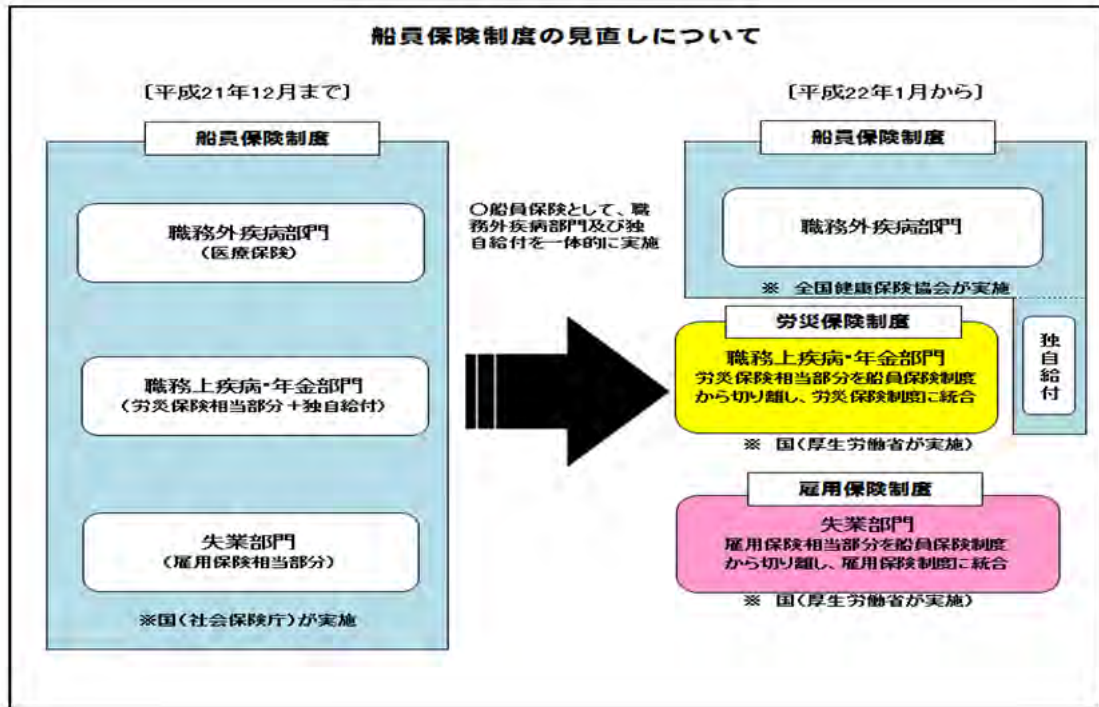
設問文について、「雇用保険法の失業等給付、船員保険法の失業保険金の受取額（育児休業給付、介護休業給付を含む。）を記入してください。」を「雇用保険法の失業等給付の受取額（育児休業給付、介護休業給付を含む。）を記入してください。」に変更する。

(所得票 新旧対照表：4-1 ページ)

(審査結果)

船員保険法（昭和14年法律第73号）は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）（以下「行政改革推進法」という。）に沿った見直しを行う中で、平成22年1月に失業部門を雇用保険制度に統合しており、これに対応した変更を行うものであることから、適当であると考え。

なお、本調査の23年調査（簡易調査）では変更済みである。



所得票 質問2 昨年1年間の所得状況のうち「児童手当等」

《設問文の変更》

設問文について、「児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当などの児童に関する社会保障給付金の受取額を記入してください。」を「児童手当、子ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当などの児童に関する社会保障給付金の受取額を記入してください。」に変更する。

(所得票 新旧対照表：4-1 ページ)

(審査結果)

児童手当及び子ども手当については、以下のように移行している。

前回の平成22年調査は、平成21年を調査対象期間としており、子ども手当は対象とならず、設問文は変更されなかった(平成23年調査及び平成24年調査の簡易調査では子ども手当が記入の対象となっており、変更済みである。)

今回調査は、平成24年1月～12月に支給された児童手当、子ども手当等を対象としており、平成24年3月分までは子ども手当が支給されており、これに対応した変更を行うものであることから、適当であると考えます。

児童手当、子ども手当の経緯について

昭和46年5月	◎児童手当法制定
昭和47年4月	○児童手当支給開始
平成22年3月	◎平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)制定 [支給期間は、平成22年4月から平成23年9月まで]
	○子ども手当支給開始(4月分から遡って支給)
平成22年6月	◎平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)

平成 23 年 8 月	制定 [支給期間は、平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月まで] ◎児童手当法の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 24 号) 制定 [平成 24 年 4 月以降は、児童手当を支給する]
平成 24 年 3 月	○子ども手当廃止
平成 24 年 4 月	○児童手当支給開始

所得票 質問 3、4、6、7 平成 24 年分の「所得税の課税について」、「住民税の課税について」、「固定資産税の課税について」、「企業年金・個人年金等の掛金について」

《質問のタイトルの追加》《設問文の変更》
各質問に対する回答欄 (実額記入欄) に「所得税」、「住民税」、「固定資産税」、「企業年金・個人年金等」の見出しを追加する。
また、設問文について、「金額の千円未満は四捨五入し、右づめで記入してください。」を「千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。(1~499 円は「0 千円」、500~1,499 円は「1 千円」)」に変更する。
(所得票 新旧対照表 : 4-2、4-4 ページ)

(審査結果)

本調査票は、以下のとおり、見開きにすると左側が質問の記入欄、右側が記入の仕方の説明という構成になっていることや、四捨五入に関する注記について、都道府県等から、記入に当たって、分かりにくいといった意見等が多く寄せられたことを踏まえ、回答欄 (実額記入欄) に「所得税」等の見出しを追加したり、四捨五入について具体的な例示を設問文に追加したりして、報告者のより正確な記入を図るものであり、適当であると考えます。

(質問の記入欄)



(記入の仕方)



所得票 質問 5 平成 24 年分の「社会保険料について」

《設問文の変更》《回答記入欄に連番を記入》

設問文について、「その他（雇用保険等）」を「雇用保険」に変更する。

また、支払った保険料の内訳の回答記入欄（左横）について、「社会保険料の総額」に「01」、医療保険（短期掛金）に「02」、「年金保険（長期掛金）」に「03」、「介護保険」に「04」、「雇用保険」に「05」の連番を追加する

さらに、設問文について、「金額の千円未満は四捨五入し、右づめで記入してください。」を「千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。（1～499 円は「0 千円」、500～1,499 円は「1 千円」）」に変更する。

（所得票 新旧対照表：4-3 ページ）

（審査結果）

設問文の変更については、船員保険法が行政改革推進法に沿った見直しを行う中で、平成 22 年 1 月に失業部門を雇用保険制度に統合しており、これに対応するものであり、また、四捨五入については、都道府県等から、分かりにくいといった意見等が多く寄せられたことを踏まえ、具体的な例示を設問文に追加し、報告者のより正確な記入を図るものであり、適当であると考えます。

また、支払った保険料の内訳の回答記入欄に連番を追加することについては、内訳についての不詳が多いことから連番を附記することにより、総額の内訳であることを記入者にイメージしてもらい、報告者のより正確な記入を図ろうとするものであるが、更に検討することは必要であると考えます。

（論点）

内訳の不詳対策について、回答記入欄に連番を付す方法以外に、レイアウトを一部変更し、入れ子にする方法について、検討の余地があるものと考えます。

《入れ子イメージ》

	金額記入欄
社会保険料の総額	
医療保険（短期掛金）	
年金保険（長期掛金）	
介護保険	
雇用保険	

（5）貯蓄票

貯蓄票 質問 1 「世帯の貯蓄状況」

《選択肢の文言の変更》《設問文の変更》

選択肢について、「1 有」及び「2 無」を「1 貯蓄あり」及び「2 貯蓄なし」に変更する。

また、これに合わせて、設問文について、「あてはまる番号に○をつけ、貯蓄がある場合は、（1）～（4）の合計貯蓄現在高を記入してください。」を「『1 貯蓄あり』『2 貯蓄なし』のいずれかに○をつけ、貯蓄がある場合は、合計貯蓄現在高を記入してください。」に変更する。

（貯蓄票 新旧対照表：1-1 ページ）

（審査結果）

本変更は、世帯の貯蓄状況については、記入者が記入する場所を間違え、「1 有」「2 無」で

はなく、「(1)」などの調査項目の番号に○をつけてしまうケースが散見されることに対応するものである。

これについては、選択肢の文言を変更して直接的な言い方で分かりやすくするとともに、設問文を変更し選択肢に丸をつけるよう促し、報告者のより正確な記入を図るものであり、適当であると考ええる。

貯蓄票 質問2 「世帯の貯蓄現在高の変更状況」

《選択肢の文言を変更》

選択肢について、「1 増えた」、「2 変わらない」及び「3 減った」を「1 貯蓄が増えた」、「2 貯蓄は変わらない」及び「3 貯蓄が減った」に変更する。

(貯蓄票 新旧対照表：1-1 ページ)

(審査結果)

本変更は、世帯の貯蓄状況の選択肢の文言を変更することにあわせて、貯蓄票の選択肢を「何が」「どうなっている」という形式に統一して変更するものである。

これについては、記入者に誤解を与えないようにし、報告者のより正確な記入を図るものであり、適当であると考ええる。

2 調査事項の削除

健康票 質問5 「予防で支払った費用」

《質問の削除》

5月中に病気やけが、予防で支払った費用についての質問を削除する。

(健康票 新旧対照表：6-1 ページ)

(審査結果)

本質問は、平成13年より家計における負担、通院状況との関連分析により負担と給付の状況を明らかにすることを目的として追加し、家計支出、世帯業態、世帯類型などと関連分析を行い、厚生労働行政の基礎資料として活用することを目的として、質問として加えたものである。

直近の平成22年調査(大規模調査)では、費用を支払ったものの、具体的な額は不詳の世帯、支払い自体が不詳の世帯がみられるものの、過去の調査(平成13年、16年、19年、22年)で一定の傾向を把握している。

これについては、過去4回の調査で一定の傾向を把握していることや、他の調査事項の追加に伴い、報告者負担に考慮する必要があることから、やむを得ないと考ええる。

健康票 質問15(旧補問12-1、12-2、12-3、12-4、12-5)「健診を受けた機会」、「指導等」

《質問の削除》

保健指導等についての質問を削除する。

(健康票 新旧対照表：6-5 ページ)

(審査結果)

平成 25 年調査の健康票の調査事項の変更は、健康日本 21 等の施策に沿った調査項目を重点的に把握することとしているため、記入者負担の軽減と、特定健診・特定保健指導の制度が整い保険者側から詳細なデータが取れること、過去 3 回の（平成 16 年、19 年、22 年）実施で一定の傾向を把握していることや、他の調査事項の追加に伴い、報告者負担に考慮する必要があることから、やむを得ないと考える。

旧 補問12-1 検診等の受診の有無(複数回答)

	総数	検診等を受けた							検診等を受けていない	不詳
		市区町村が実施した検診	勤め先等が実施した検診	学校が実施した検診	人間ドック	その他	不詳			
平成16年	96,896	58,503	19,065	26,344	1,265	4,706	3,179	6,558	35,024	3,370
平成19年	97,845	60,127	19,087	28,922	1,318	5,440	3,171	5,039	33,763	3,954
平成22年	97,760	62,905	15,994	34,881	1,472	5,495	5,681	3,138	31,262	3,593

旧 補問12-2 検診等の結果、指摘を受けたか

	総数	はい	いいえ	不詳
平成16年	58,503	21,975	29,235	7,293
平成19年	60,127	24,761	30,129	5,237
平成22年	62,905	25,359	36,030	1,516

旧 補問12-3 専門家の保健指導を受けるよう勧められたか

	総数	はい			いいえ	不詳
		その後、保健指導を受けた	受けていない	不詳		
平成16年	-	-	-	-	-	-
平成19年	-	-	-	-	-	-
平成22年	25,359	13,694	8,673	4,795	226	9,647

注1:保健指導の勧奨の有無は平成22年のみ調査している。

注2:補問12-2で「はい」と答えた者が対象。

旧 補問12-4 健康に意識を払うようになったか

	総数	はい	いいえ	どちらともいえない	不詳
平成16年	58,503	33,187	5,238	15,039	5,039
平成19年	60,127	34,039	5,182	15,118	5,788
平成22年	25,359	14,317	1,650	6,008	3,384

注1:平成16年、19年は健診を受診した者を対象としている。

注2:平成22年は健診を受診した結果、何らかの指摘を受けた者(補問12-2で「はい」と答えた者)を対象としている。

旧 補問12-5 最終的に医療機関を受診するよう勧められたか

	総数	はい			いいえ	不詳
		その後、受診した	受診していない	不詳		
平成16年	21,975	13,980	10,982	2,899	99	7,651
平成19年	24,761	15,755	12,277	3,357	121	8,775
平成22年	25,359	12,681	9,913	2,542	226	11,512

注:補問12-2で「はい」と答えた者が対象。

3 調査方法の変更

健康票

健康票の回収方式について、従来の調査員が調査対象世帯から封筒に密封された健康票を回収する方式(密封回収方式)から、調査対象世帯から健康票を回収する際に封筒に密封しない方式(非密封回収方式)へ変更する。

(審査結果)

健康票の回収方式については、従来、調査員が調査対象世帯から封筒に密封された健康票を回収

する方式（密封回収方式）としていた。しかし、①健康票による調査結果は健康日本 21 等の政策目標の検証に使用される重要な基礎データとなること、②健康票による調査結果における「健康上の問題の日常生活への影響の有無」等について、近年、高齢者を中心に不詳が徐々に増えてきていることを勘案し、同結果の精度向上を図るため、調査員が健康票を受け取った際に内容確認が可能となるよう、調査対象世帯から健康票を回収する際に封筒に密封しない方式（非密封回収方式）へ変更するものである。

しかしながら、調査方法の変更については、更に検討することが必要であると考ええる。

（論点）

回収方法の変更については、昨今のプライバシー意識の高まりもあることから、密封回収と非密封回収のどちらがより調査の精度の向上に寄与するか、他の調査（大規模調査）における対応状況も念頭に置きつつ、それぞれのメリット、デメリットを踏まえた検討を行う必要があるのではないかと。

4 課題として指摘されている事項等への対応状況

（1）前回答申における今後の課題への対応状況

3 今後の課題

本調査における非標本誤差の縮小に向け、平成 22 年に実施される国勢調査の結果と本調査の結果との間で生じた差異も含め、上記 2（4）で述べた調査票回収率の向上策^{（注）}の効果を検証する必要があるほか、近年、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の研究が進んでいることから、それらの利用可能性に関する検討も併せて行う必要がある。

また、これらの対策が思わしい成果を上げない場合は、平成 25 年に実施する本調査の企画に当たり、他の基幹統計調査の状況も踏まえ、調査方法等について、見直しを検討する必要がある。

（注）「上記 2（4）で述べた調査票回収率の向上策」とは、平成 22 年国民生活基礎調査において、所得票の自計方式化や集合住宅の管理人等に対する自治体職員による協力依頼の実施などの措置を導入したこと。

（審査結果）

前回答申（「諮問第 21 号答申 国民生活基礎調査の変更について」（平成 22 年 1 月 25 日府統委第 8 号））を受け、厚生労働省は、平成 22 年国勢調査の結果と平成 22 年国民生活基礎調査の結果の比較・検証を行った。その結果、両調査間で総世帯数に占める単独世帯数の比率等にややかい離があることが確認され、また、このかい離は大都市における若年の単独世帯の回収率が十分でないことが主な原因としているが、これ以外に原因はないのか、更なる検討が必要であると考ええる。

また、調査票回収率の向上策として、前回（平成 22 年）調査から、所得票の調査方法に関し、それまでの調査員による世帯主からの「面接聞き取り方式」（他計方式）を世帯員ごとの「自計方式」に変更したことについては、当該調査票の回収率が 8% 上昇（平成 19 年調査：67%⇒平成 22 年調査：75.7%）するなど一定の効果がみられ、適当であると考ええる。

非標本誤差を解析し補正する理論については、世帯票に回答しているが、所得票に無回答であった世帯について、傾向スコアによる推計を試みたが、結果の妥当性について十分な評価ができず、

現段階では適用できないとしており、また、世帯票については集計値を補正することは困難であるとしているが、他の手法についても検討を行ったかについて確認の必要があると考える。

厚生労働省は、非標本誤差の縮小に向け、回収率の改善を図ることが必要として、平成 22 年国勢調査において郵送調査が導入されたことを踏まえ、本調査における郵送調査の有効性を検証するほか、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）で指摘されている所得票及び貯蓄票の都道府県別表章が可能な標本規模の拡充に向けた検討とも併せ、調査事項の見直しにより項目数を削減した調査票の有効性や現行の 6 月実施（世帯票、健康票及び介護票）と 7 月実施（所得票及び貯蓄票）と分かれている調査期日の一元化の有効性などを検証し、実際に本体調査を実施する際の問題点など必要な情報を得るため、平成 23 年度に試験調査の実施を企画していたが、厳しい財政事情のため実施することができなかった。今後、平成 28 年に実施予定の次々回の大規模調査に向けて改めて試験調査を実施するための必要な予算の確保に努めることとしている。

しかしながら、調査票や調査方法等の変更は、結果精度の確保や時系列による結果利用などに大きな影響を及ぼすと考えられることから、試験調査における企画内容や試験調査実施に向けた対応方針等を踏まえ、十分に検討することが必要と考える。

（論点）

ア 国勢調査と国民生活基礎調査との比較について

非標本誤差の主な要因として、大都市の若年単独世帯の回収率が十分でないことを挙げているが、報告者の誤解による回答誤りや無回答等も考えられることから、単独世帯以外の世帯や、年齢階級別、地域、学歴、勤め先での呼称等いくつかの属性について、国勢調査とクロス整理した情報を示していただき、総合的に検討することが必要ではないか。

イ 非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論について

- ① そもそも、所得票の未提出世帯に属性の偏りはないのか。あるとすれば、推計に当たっては偏りを勘案した推計を考える必要はないのか。
- ② 傾向スコアについては、具体的な分析内容について詳細な情報を報告していただくことが必要ではないか。それに加えて、他にどのような手法が考えられるのか。
- ③ 社会保険料等については、所得や性別、学歴等の属性と組み合わせて推計する方法について検討は行ったのか。
- ④ 世帯票の無回答世帯については利用可能な補助情報がないことから集計できないとしているが、住民基本台帳など、他の行政情報の活用についても検討したのか。

そもそも、国勢調査ではこうした世帯を把握していることから国民生活基礎調査と結果にかい離が出ると考えれば、国勢調査で行っている無回答世帯の把握方法について国民生活基礎調査で実施の適否について確認する必要があると考える。

ウ 調査方法の変更に向けた試験調査実施について

- ① 国民生活基礎調査では集落抽出法により調査を行っているが、他の世帯を対象とした標本統計調査では層化多段抽出法により調査を行っている。こうした他の調査の実施方法を、国

民生活基礎調査にも取り入れることについて検討したのか、確認する必要があると考える。

- ② 調査事項や調査実施ルート等の大幅な変更は、それだけで調査結果へ大きな影響を与えることとなる。どのような検討・見直しを行った上で、調査事項や調査実施ルート等の大幅な変更を行うこととしたのか、平成 23 年の試験調査では具体的にどのような調査事項について削除等を行おうとしたのか、具体的な情報を示していただいた上で、適否について確認する必要があると考える。
- ③ 試験調査の実施について、平成 23 年は予算を確保できなかったため実施できなかったとしているが、今後も財政状況が厳しくなる可能性はゼロではない。再度同じ理由により試験調査が実施できないといった事態を防ぐために、次の試験調査の実施に向けて予算は着実に確保できるのか。

(2) 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応状況

(具体的な措置、方策等)

国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。

(実施時期)

平成 25 年調査の企画時期までに結論を得る。

(審査結果)

所得票及び貯蓄票について、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「基本計画」という。）で指摘されている都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大する場合、少なくとも世帯票・健康票と同程度の規模のものとする必要があると考えられる。この場合、所得票等の標本数は、現行の約 5 万世帯（世帯員数約 13 万人）から約 27 万 7 千世帯（同約 71 万 6 千人）と 20 万世帯以上（同 58 万人以上）も増やすこととなり、報告者負担が極めて大きくなる。

また、実査上、現在の 2 つの調査ルート（調査の流れが保健所経由と福祉事務所経由であること）による調査体制を維持したまま標本規模を拡大した場合、これまでよりも多くの調査員の確保が必要となるが、その確保が困難なことに加え、人件費等所要の予算の確保についても現在の財政事情からみて厳しい状況が想定される。さらに、調査規模の単純な拡大は地方公共団体の保健・福祉統計主管課の業務体制からみて対応可能かどうかについても十分検討することが必要と考える。

このようなことを踏まえ、前記（1）に記載のとおり、郵送調査や調査事項を削減した調査票、調査期日の一元化等の有効性などについて検証するため、平成 23 年度に試験調査の実施を企画したが、厳しい財政事情により実施できなかった。今後、平成 28 年に実施予定の次々回の大規模調査に向けて改めて試験調査を実施するための必要な予算の確保に努めることとしているが、調査票や調査方法等の変更は、結果精度の確保や時系列による結果利用などに大きな影響を及ぼすと考えられることから、試験調査における企画内容や試験調査実施に向けた対応方針等を踏まえ、十分に検討することが必要と考える。

(論点)

基本計画において、厚生労働省は、所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大を検討し、平成 25 年調査の企画時までには結論を得ることとされている。これを受けて、厚生労働省は、平成 23 年度に調査方法の抜本的な見直しのための試験調査を行おうとしたが、財政事情の厳しさから試験調査を実施することができなかった。

厚生労働省は平成 28 年に実施予定の次々回の大規模調査に向けて、改めて試験調査を実施し、その結果を踏まえて対応する予定であるとしているが、こうした対応方針の適否について、事実関係を踏まえ十分に議論する必要がある。